

「平成23年生活のしづらさなどに関する調査」を実施します。

～障害のある方への施策をより良くするための重要な調査のため、出来る限りご協力をお願いします～

<調査概要>

制度の谷間を生まない福祉法制度の実施等の検討資料とするため、在宅の障害児・者等（これまでの法制度では支援の対象とならない方を含む。）の生活実態とニーズを把握することを目的とし、厚生労働省が全国的に実施するものです。

<調査対象者>

全国約4,500の国勢調査の調査区に居住する在宅の障害児・者（障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳）所持者及び障害者手帳は未所持であるが、長引く病気やけが等により生活のしづらさがある方）を対象としております。

【茨城県は、96地区・約5,100世帯が対象となっております。】

※対象地区の世帯には、11月18日（金）までに調査のおしらせを配布いたします。

<調査実施日>

平成23年12月1日（木）を調査日とし、茨城県知事が任命した調査員（市町村職員等）が12月上旬に対象世帯を訪問いたします。

<調査項目>

日常生活のしづらさの状況、障害の状態、障害者手帳の所持の有無、福祉サービスの利用状況、日常生活上の支援の状況、日中活動の状況、外出の状況、家計の状況等

<調査方法>

- ① 茨城県知事が任命した調査員（市町村職員等）が調査区内の世帯を訪問し、調査趣旨等を説明のうえ、調査対象者の有無を確認します。
- ② 調査対象者がいる場合は、調査票を手渡し、記入及び郵送による返送を依頼します。
- ③ 調査票は、原則として調査対象者本人が記入します。

※調査票には名前を書く欄はありませんので、どなたが書かれたか分からないようになっています。お答えいただいた内容については、秘密の保護に万全を期すとともに、統計上の目的以外に使用することはありません。

<調査に関するお問い合わせ>

お住まいの市町村障害福祉主管課

《厚生労働省HP》

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/

[shougaishahukushi/zittaichousa/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/zittaichousa/)